

役員等規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、本法人における役員の退任、服務、報酬等に関する基本的事項を定めたものである。

(定 義)

第 2 条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員の退任)

第 3 条 役員が次の事項に該当する場合には退任する。

- (1) 任期満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 解任
- (5) 資格喪失

(定 年)

第 4 条 役員の前定年齢は、原則として満 65 歳とし、評議員会における選任のための推薦に当たってはこれを斟酌する。

2 前項の前定年齢は、原則としての上限を示すものであり、現にその職にある者がその年齢まで当然に推薦されるものではない。

3 任期中に前定年齢に達した場合、任期中は引き続きその任に当たるものとし、任期満了日をもって退任の日とする。

4 役員の前定年齢は、機動的弾力的に運用するものとし、本人の能力及び健康がその職に耐えうる場合には理事会の決定に基づき前定年齢を延長することができる。

(理事の責務)

第 5 条 理事は本法人の目的理念実現のため、事業の決定を行い、それを当該事業に携わるすべての者に知らしめる必要がある。

2 目的理念達成のための執行に当たっては、本法人の実績向上、人の和の醸成に努めること。

(機密の保持)

第 6 条 役員は、本法人の機密を保持し、本法人の不名誉・不利益になる行為言動をしてはならない。

(禁止事項)

第 7 条 役員は、職務上の地位を利用して自己のために取引をなし、又は手数料、リベート等を收受してはならない。

(個人的利益の返還)

第 8 条 役員が職務に関し、不正不当な個人的な利益を得た場合、その利益（金銭にあたってはその金額、物品にあたっては時価評価額）を返還させるものとする。

(損害賠償)

第 9 条 役員が故意又は過失によって、本法人に損害を発生させた場合には、当該役員にその損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

2 役員が、この規程に違反する行為をして本法人に損害を与えた場合もまた同様とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第 10 条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費（以下「報酬等」という。）を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 11 条の報酬等はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬等を支払うことができる。

なお、理事長・常務理事及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは評議員会出席に係る報酬等を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 11 条の報酬等はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第 11 条 理事長及び常務理事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬等を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬等を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬等を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(常勤役員の勤務報酬)

第 12 条 前々条及び前条にかかわらず、週平均 1 日以上業務に当たる役員（以下「常勤役員」という。）に対しては、別表 3 により、月額報酬等を支払うことができる。なお、法人及び施設の運営のため特別な業務により、定められた業務日数を超えて業務に当たった場合は、その超えた日数については、月額報酬の外、別表 2 又は、別表 4 による報酬等を支払うことができる。

2 当該報酬以外に、前々条及び前条に係る報酬等並びに出張の支出は、これを行わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第 13 条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬等を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員

会出席に係る報酬等を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条事項の報酬等はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第14条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬等を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬等を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条事項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第15条 役員及び評議員等が法人・施設業務（研修含む。）のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、法人旅費規程により支給するものとする。
- 3 理事長が業務遂行上、特に必要と認めた経費について、実費を原則として支給できる。
- 4 理事長が実情を考慮し、特に必要と認めた場合、旅費を増額することができる。
- 5 出張終了後速やかに理事長に対し、出張報告を行わなければならない。

(災害補償)

第16条 役員が業務上負傷し又は罹病した場合には、職員の災害補償に準じ補償を行うものとする。

(福利厚生)

第17条 役員の福利厚生については、原則として就業規則を準用する。

(慶弔見舞)

第18条 役員が慶弔見舞に該当するような事項があるときは、別に定める「慶弔見舞金規程」を適用する。

(適用除外)

第19条 施設の職員を兼務する役員は、第10条から第18条の規程を適用しない。

(改正)

第20条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成15年 3月21日より施行する。

この規程は、平成17年 9月 1日一部改定施行する。

この規程は、平成21年 2月13日一部改正施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日一部改正施行する。

この規程は、平成29年 6月 9日一部改正施行する。

「別表1」理事会及び評議員会の出席報酬等（日額）

名 称	報 酬（日額）	実費弁償費（日額）
理事会出席報酬等	10,000円	3,000円
評議員会出席報酬等	10,000円	3,000円
苦情対応第三者委員	10,000円	3,000円

※ 食事の提供があった場合における「実費弁償費」の額は、別に定める交通費のみとする。

「別表2」役員及び評議員の勤務報酬等（日額）

名 称	報 酬（日額）	実費弁償費（日額）
理事及び評議員業務報酬	12,000円	3,000円
監事監査指導報酬	12,000円	3,000円
苦情対応第三者委員	10,000円	3,000円

※ 食事の提供があった場合における「実費弁償費」の額は、別に定める交通費のみとする。

「別表3」役員及び評議員の勤務報酬等（日額）

名 称	報 酬（月額）	実費弁償費（日額）	勤務形態
理事長	100,000円	3,000円	原則、毎週水曜日の午前中
常務理事	300,000円	3,000円	原則、毎週月・火・金曜日の午前中

- ※ 1 勤務形態については、理事長及び常務理事の都合により、曜日・時間帯について変更することができる。
- 2 定例業務の外、特別な業務が生じた場合は、月額報酬の外、定められた業務日数を超えた日数について、「別表2」による勤務報酬等を支給することができる。
- 3 食事の提供があった場合における「実費弁償費」の額は、別に定める交通費のみとする。

「別表4」役員の出張に伴う報酬等（日額）

報 酬（日額）	その他（特に認めた経費）
20,000円	実 費

- ※ 1 常勤役員については、「別表3」に定められた業務日数を超えた日数についてのみ出張に伴う報酬等を支給することができる。
- 2 出張に伴う旅費については、本法人旅費規程により支給する。

「別表5」評議員選任・解任委員の出席報酬等（日額）

名 称	報 酬（日額）	実費弁償費（日額）
監事出席報酬等	10,000円	3,000円
外部委員出席報酬等	10,000円	3,000円

※ 食事の提供があった場合における「実費弁償費」の額は、別に定める交通費のみとする。

